

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

10.1 修正の経過

本環境影響評価書の作成にあたっては、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（オリンピックアクアティクスセンター）審査意見書」（平成28年5月17日 28環総政第255号）に記載された環境局長の意見及び都民等からの意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、評価書案の内容を修正した。

評価書案の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表10.1-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表 10.1-1(1) 評価書案の修正の経過及びその内容

評価書案の修正箇所	修正事項	評価書における修正内容及び修正理由
7. オリンピックアクアティクスセンターの計画の目的及び内容	内容	環境局長の審査意見を踏まえ、具体的な緑化計画について追記した。(p.27 参照)
		設計の進捗に伴い、配置計画、施工計画を修正した。(p.18 及び 29 参照)
9. 環境及び社会経済に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価		
9.1 大気等	予測	環境局長の審査意見を踏まえ、周辺事業を含めた複合影響の予測を行った。(p.86 及び資料編 p.46 参照)
		液状化対策工事等の施工計画の精査に伴い、工事用車両の走行及び建設機械の稼働に伴う予測結果を修正した。(p.96 参照)
	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、建設作業における配慮事項について追記した。(p.103 参照)
9.2 生物の生育・生息基盤	評価	環境局長の審査意見を踏まえ、植栽樹種を考慮した計画地に適した緑化計画を追記した。(p.120 参照)
9.3 生物・生態系	評価	環境局長の審査意見を踏まえ、植栽樹種を考慮した計画地に適した緑化計画を追記した。(p.154 参照)
9.4 緑	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、緑化計画の具体的な内容について追記した。(p.161 参照)
	評価	環境局長の審査意見を踏まえ、植栽樹種を考慮した計画地に適した緑化計画を追記した。(p.161 参照)
9.5 騒音・振動	予測	環境局長の審査意見を踏まえ、周辺事業を含めた複合影響の予測を行った。(p.181 及び資料編 p.67 参照)
		液状化対策工事等の施工計画の精査に伴い、工事用車両の走行及び建設機械の稼働に伴う予測結果を修正した。(p.188 参照)
	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、工事用車両の走行及び建設作業における配慮事項について追記した。(p.191 参照)
9.6 日影	予測	建築物高さの変更に伴い、予測結果を修正した。(p.205～212 参照)
	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、辰巳の森海浜公園に対する配慮事項について追記した。(p.213 参照)
9.7 景観	予測	建築物高さの変更に伴い、予測結果を修正した。(p.224～250 参照)
	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、圧迫感低減の効果について図を用いて記述した。(p.251 参照)

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

表 10.1-1(2) 評価書案の修正の経過及びその内容

評価書案の修正箇所	修正事項	評価書における修正内容及び修正理由
9. 環境及び社会経済に及ぼす影響 の内容及び程度並びにその評価		
9.8 自然との触れ合い活動の場	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、公園利用者への配慮事項について追記した。(p. 269 参照)
9.9 歩行者空間の快適性	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、より一層の暑さ対策について追記した。(p. 284 参照)
9.10 水利用	予測	環境局長の審査意見を踏まえ、プールへの補給水量、排水量について追記した。(p. 293 参照)
9.11 廃棄物	評価	環境局長の審査意見を踏まえ、工事の実施に当たっては、「東京都建設リサイクル推進計画」(平成 28 年 4 月)の目標値の達成に努めることを追記した。(p. 313 参照) 環境局長の審査意見を踏まえ、設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の再資源化に努めることを追記した。(p. 313 参照)
9.12 エコマテリアル	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、積極的にエコマテリアルの適用品目を利用することを追記した。(p. 329 参照)
9.13 温室効果ガス	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、温室効果ガス排出量削減の努力について追記した。(p. 344 参照)
9.14 エネルギー	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、エネルギー使用量削減の努力について追記した。(p. 354 参照)
9.15 土地利用	評価	環境局長の審査意見を踏まえ、具体的な将来的な土地利用の考え方について追記した。(p. 362 参照)
9.16 安全	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえた整備等を行うことを追記した。(p. 387 参照)
9.17 消防・防災	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、帰宅困難者対策について追記した。(p. 411 参照)
9.18 交通渋滞	予測	地上躯体工事等の施工計画の精査に伴い、予測結果を修正した。(p. 415 参照)
	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、より一層の交通の円滑化及び交通安全の確保について追記した。(p. 416 参照)
9.19 公共交通へのアクセシビリティ	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、より一層の交通の円滑化及び交通安全の確保について追記した。(p. 426 参照)
9.20 交通安全	ミティゲーション	環境局長の審査意見を踏まえ、より一層の交通の円滑化及び交通安全の確保について追記した。(p. 434 参照)

10.2 評価書案審査意見書に記載された環境局長の意見

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（オリンピックアクアティクスセンター）審査意見書」（平成28年5月17日 28環総政第255号）に記載された環境局長の意見は、表10.2-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 10.2-1(1) 評価書案に対する環境局長の意見の内容

<p>評価書案は、おおむね「東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。</p> <p>なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。</p>	
項目	2. 項目別事項
(1) 【主要環境（大気等、土壌）】	
<p>(大気等)</p> <p>①工事用車両の走行に伴う大気等の評価において、近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること。</p> <p>②建設機械の稼働に伴う大気等の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準を超えている。このため、環境保全措置を徹底するとともに、より一層の環境保全措置についても検討すること。</p>	
(2) 【生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑）】	
<p>(生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通)</p> <p>緑化計画の具体化に当たっては、「植栽時における在来種選定ガイドライン」や辰巳の森海浜公園に生育している樹種等を参考にするなど、計画地に適した緑化を行うこと。</p>	
<p>(緑)</p> <p>当該施設整備後の計画地内の緑化面積について示し、緑の量の変化の程度について明らかにすること。また、当該施設は辰巳の森海浜公園内に建設されることから、緑の量のほか、新たに植栽する緑が持つ機能についても考慮し、より良い緑の空間となるよう努めること。</p>	
(3) 【生活環境（騒音・振動、日影）】	
<p>(騒音・振動)</p> <p>①工事用車両の走行に伴う騒音・振動の評価において、近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること。</p> <p>②工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、当該地点の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えていることから、より一層の環境保全措置を検討し、工事用車両による騒音の低減に努めること。</p> <p>③建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測は勧告基準を下回るとしているが、計画地近傍には住宅や教育施設等の環境上配慮すべき施設が存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における騒音・振動のより一層の低減に努めること。</p>	
<p>(日影)</p> <p>日影の影響に特に配慮すべき施設である辰巳の森海浜公園内に日影が生じると予測していることから、本事業が辰巳の森海浜公園に及ぼす影響についても説明すること。</p>	

表 10.2-1(2) 評価書案に対する環境局長の意見の内容

項目	2. 項目別事項
	(4) 【アメニティ・文化（景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性）】
	<p>(景観)</p> <p>分節化及び繊細な線材で構成した外壁により、周辺に対して長大な壁面による圧迫感の低減を図るとしていることから、その効果について具体的に記述し、図などを用いてわかりやすく説明すること。</p>
	<p>(自然との触れ合い活動の場)</p> <p>計画地は辰巳の森海浜公園内にあり、計画地の西側及び南側は自然との触れ合い活動の場として利用されていることから、建設機械の稼働に当たっては、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、公園利用者の活動を阻害しないよう、より一層の環境保全のための措置を講じること。</p>
	<p>(歩行者空間の快適性)</p> <p>暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画としていることから、公園管理者や道路管理者等と十分に連携を図り、緑陰を確保するなど、より一層の暑さ対策に努めること。</p>
	(5) 【資源・廃棄物（水利用、廃棄物、エコマテリアル）】
	<p>(水利用)</p> <p>循環利用水（中水）の原水をプール排水としているが、プールへの給水及び下水道への排水計画が不明確なため、給排水を含めた具体的な循環利用水（中水）計画を示すこと。</p>
	<p>(廃棄物)</p> <p>①建設工事に伴い生じる廃棄物の予測において、再資源化率を「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値と設定しているが、当該計画は平成28年4月に改定が行われたことから、実際の工事に当たっては、新しい計画の目標値を達成するよう努めること。</p> <p>②設備等の持続的稼働における廃棄物について、再資源化率を類似施設の実績から35%と予測し、評価の指標である「江東区一般廃棄物処理基本計画」における目標値27.3%を満足するとしているが、当該施設はオリンピック・パラリンピックレガシーとなる施設であることから、より高い再資源化率を達成するよう努めること。</p>
	<p>(エコマテリアル)</p> <p>建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。</p>

表 10.2-1(3) 評価書案に対する環境局長の意見の内容

項目	2. 項目別事項
	(6) 【温室効果ガス（温室効果ガス、エネルギー）】
	<p>(温室効果ガス、エネルギー 共通)</p> <p>施設等の持続的稼働において、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術の導入を検討していることから、当該仕様に基づき「東京都建築物環境配慮指針」に定める最高評価の段階3を達成するとともに、更なる温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー使用量の削減に努めること。</p>
	(7) 【土地利用（土地利用）】
	<p>(土地利用)</p> <p>辰巳の森海浜公園内の未開園地にスポーツ施設が建設されることから、「江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画」等と整合を図るとともに、既存の公園をはじめ、周辺施設と一体となった土地利用を図っていくこと。</p>
	(8) 【安全・衛生・安心】
	<p>(安全)</p> <p>東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、要綱等のほか、策定が進められている「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、だれもが安全に利用できるよう努めること。</p>
	<p>(消防・防災)</p> <p>一時滞在施設としての利用を想定した施設としていることから、受け入れ人数や備蓄など、計画建築物における帰宅困難者対策について具体的に説明すること。</p>
	(9) 【交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）】
	<p>(交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通)</p> <p>計画地の周辺には多くの工事用車両の走行が考えられることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底するなど、必要な環境保全措置を講じ、周辺地域におけるより一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。</p>
	<p>(交通渋滞)</p> <p>計画地北側の特別区道江 470 号において無電柱化工事が計画されていることから、工事に当たっては、関係機関等と十分な協議を行い、事業の実施に伴う工事用車両の影響をできる限り低減するよう努めること。</p>
	<p>(交通安全)</p> <p>工事用車両の走行ルートの一部である特別区道江 457 号及び江 470 号は児童・生徒の通学路として利用されていることから、走行に当たっては、より一層の交通安全の確保に努めること。また、計画地周辺は多くの公園利用者等が通行することから、工事用車両の計画地への出入には安全確認を徹底するなど、十分な環境保全措置を講じること。</p>

10.3 意見見解書に記載された意見及び見解

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価書案（オリンピックアクアティクスセンター）」は、平成28年2月15日に公表し、同年2月15日から3月30日までの45日間にわたり意見募集を行った。都民等から提出された意見書の件数は3件であった。

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

10.3.1 都民等の意見の見解

(1) 環境影響評価の項目に関するもの

項目	1. 大気等	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 区の調査結果では、臨海部はその他地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されている。工事施工中及び工事完了後の作業機械の稼働や関係車両の通行に伴い排出される大気汚染物質について、環境への影響を適切に評価し、発生抑制に努められたい。</p> <p>大気環境の予測結果を見ると、二酸化窒素濃度に占める建設機械の寄与率が高く、環境基準を超えるので、建設機械については、原動機を含めて最新の排出ガス対応型の建設機械の導入、工事工程の平準化等、環境保全のための措置の徹底を図られたい。</p>	<p>(1) 二酸化窒素の予測に当たっては、臨海部に位置する江東区や江戸川区内の一般環境大気測定局の測定結果をもとにバックグラウンド濃度を設定し影響を評価しています。その結果、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素は評価の指標を上回りますが、これは建設機械が最大稼働したと想定した場合の値です。工事の実施に当たっては、建設機械による寄与率を極力少なくするよう、大気汚染物質の発生抑制に配慮した施工計画の策定、排出ガス対策型の建設機械の導入、建設機械の不必要なアイドリングの防止等により、二酸化窒素の影響の低減に努めます。</p>

項目	2. 緑	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 「江東区みどりの条例」における緑化基準には、地上部、接道部のほかに建築物上緑化の基準が設けられている。敷地内の緑化について、「江東区みどりの条例」に基づき、十分に事前相談を行ったうえ、緑化計画書を提出されたい。</p> <p>植栽計画樹種については、東京湾岸に生育可能であることのほか、「植栽時における在来種選定ガイドライン」を参考に、植栽地の環境に適した在来種を植栽するよう配慮されたい。</p>	<p>(1) 計画地の緑化計画は、計画地を含めた辰巳の森海浜公園内における計画通知予定の敷地を対象として、「江東区みどりの条例」における緑化基準を満たす計画とし、事前に区と十分に相談を行い、検討します。</p> <p>その際には「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26年5月 東京都）も参考に、植栽樹種を検討します。</p>

項目	3. 騒音・振動	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 建設機械の稼働に伴う騒音は、計画地南側敷地境界について予測されているが、団地がある北側敷地境界についてはコメントされていない。北東側も、騒音レベルを予測して住民への影響を考慮するとともに、騒音の発生を抑える工法を取られたい。</p>	<p>(1) 図9.5-9 (p.188) に示したとおり、建設機械の稼働に伴う計画地周辺における建設作業騒音の予測は平面的に実施しており、計画地北側敷地境界は60dB程度となり、評価の指標(80dB)を下回ります。工事の実施に当たっては、建設機械による騒音を極力少なくするため、建設機械による騒音抑制に配慮した施工計画の策定、低騒音型建設機械の採用等により、建設作業騒音の影響の低減に努めます。</p>

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

項目	4. 景観	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 本計画については、東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとされたい。 東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議されたい。</p>	<p>(1) 今後、条例等を踏まえ適正に対応していきます。</p>

項目	5. 歩行者空間の快適性	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 会場予定地は、駅から一定程度の距離があり、開催期間中は車椅子利用者などの交通弱者が相当な距離を歩行等することが見込まれる。開催期間が夏であることも考慮し、会場まで快適な歩行空間の確保を検討されたい。 近隣駅からの巡回バスなどを検討される場合は、臨時駐車場などの設置も検討されたい。</p>	<p>(1) 会場周辺の既存街路樹について可能な限り保全を図る等、歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画とします。 大会開催時の観客は、原則として鉄道等の公共交通機関等を利用する計画となっており、今後、具体的な輸送計画を検討します。</p>

項目	6. 廃棄物	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 施設整備により発生する廃棄物や大会後撤去予定の設備については、全てリユース・リサイクルされたい。</p>	<p>(1) 施設整備により発生する建設汚泥、建設廃棄物等については、再資源化施設への搬出等により極力再利用に努めます。</p>

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

項目	7. エコマテリアル	
	意見の内容	実施者の見解
<p>1. 「たまエコセメント」を使用したコンクリート製品を原則、使用とすること 都市の市民生活などから生じる廃棄物の焼却灰をリサイクルして製造される、「たまエコセメント」を使用したコンクリート製品（以下、「エコセメント製品」）は、持続可能性に配慮した環境物品です。インターロッキングブロックなどの「エコセメント製品」を、三施設の外構工事などで、原則、使用するよう指定するべきです。</p> <p>2. エコマテリアルの供給状況に「たまエコセメント」の記述を エコマテリアルの現況調査(4)1)のイ.エコマテリアルの供給状況において、東京産のエコマテリアルである「たまエコセメント」について全く触れていません。 エコセメントが、日の出町の「東京たま広域資源循環組合」の施設において、多摩地域の25市1町の都市ごみの焼却灰から、年間約12万トン製造・出荷されていることなどを、本文で、または少なくともセメントの種類別販売高（東京都）の表の注意書きなどで、記述すべきと考えます。</p> <p>3. 東京都建設グリーン調達制度に基づく記述 (2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容の、建設リサイクル推進計画の記述 計画等の概要の4行目に、「・建設グリーン調達を実施する」を追加し、本事業で配慮した事項に「・平成27年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に基づき、環境物品等の調達を行う。」を追加した方が適切と考えます。</p>		<p>1. 外構工事で使用するコンクリート二次製品の環境物品等については、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」における「4 工事の種類に応じた環境物品等の調達に関する指針 ⑤建築工事 外構」に基づき、事業の特性、工事の種類、必要とされる性能、供給状況、コスト等を踏まえ、調達します。</p> <p>2. 本評価書案では、表9.12-5(p.322)セメントの種類別販売高（東京都）は、出典に基づき「ポルトランドセメント」、「混合セメント」、「その他のセメント」に区分していますが、「その他セメント」には、エコセメントが含まれています。</p> <p>3. (2) 表7.2-4(4) (p.35) 環境保全に関する計画等への配慮の内容にある「東京都建設リサイクル推進計画」には、建設グリーン調達の実施が含まれておりますが、表中に明記します。 「平成27年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に基づく環境物品等の調達については、エコマテリアルの項目において、表9.12-9(3) (p.329)に、エコマテリアルに関する目標、方針、基準等として記載しています。</p>

項目	8. 温室効果ガス	
	意見の内容	実施者の見解
<p>(1) 「KOTO 低炭素プラン」に掲げる地球温暖化対策の取り組みを十分踏まえた事業計画とするとともに、建築物については、CASBEE「S」ランク及び東京都省エネルギー性能評価「AAA」評価等を目指されたい。 駐車場には可能な限り電気自動車用充電設備の設置に努められたい。</p>		<p>(1) 本計画の実施に当たっては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーション設備の導入を予定します。また、計画施設の建築、電気設備、機械設備については、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術の導入を検討するなど、可能な限り地球温暖化対策の取り組みを踏まえた事業計画とします。</p>

10. 評価書対象事項に係る評価書案の修正の経過及びその内容

項 目	9. 公共交通へのアクセシビリティ	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 本評価書案では歩行者の快適性など細部にわたり計画がなされておりますが、オリンピックアクアティクスセンターで行われる水泳競技には視覚障害者や肢体不自由者の観覧が予想され、また大会終了後には同様の皆さまの利用に加え、高齢者の皆さまの介護予防事業など、広く都民健康増進の一助として当施設が利用できるように整備されることを切望し、ご意見させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピックアクアティクスセンター周辺の横断歩道に音響装置が設置されていない ・大会期間中および終了後にアクアティクスセンターを利用する視覚障害者のために整備が必要と思われる ・漣橋南側橋詰に最狭小幅 124cm という箇所があり、車椅子同士のすれ違いを考慮し最低でも 180cm の確保が必要と思われる ・東京メトロ辰巳駅 2 番出入口ではエレベーター設置工事が進んでいるが、複数台の車椅子が乗車できるサイズのエレベーターの設置が必要と思われる ・東京メトロ辰巳駅前歩道橋の最大傾斜が 6.8° ～ 8° という箇所があり、考慮を要すると思われる 	<p>(1) 大会時の観客や選手の主要な動線については、国や組織委員会とともに協議会を設置して策定を進めている「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、今後、都有施設については必要な対応を行っていくとともに、必要に応じて施設管理者等に働きかけ、十分なアクセシビリティを確保できるよう検討を進めていきます。</p>
	<p>(2) 大会期間中、限られた駐車場の有効活用を図るとともに、可能な限り公共交通機関の利用を促すよう、周知徹底を図りたい。 オリンピック・パラリンピック関連施設の整備事業全体を通じ、観客が安全に、かつ安心して来訪できるように、配慮されたい。</p>	<p>(2) 大会開催時の観客は、原則として鉄道等の公共交通機関等を利用する計画となっており、今後、具体的な輸送計画を検討します。</p>

項 目	10. 交通安全	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 工事用車両の走行ルート(図 4.2-6)は通学路を走行する計画となっているため、こどもの安全確保に万全を期すこととされたい。 同ルート周辺には住宅や辰巳の森海浜公園、東京辰巳国際水泳場があり、こどもを含む多くの歩行者・自転車利用者が通行する場所である。工事用車両増加による交通事故が発生しないよう、交差点右左折時の徐行と安全確認、歩道進入時の一時停止と安全確認を行われたい。 江東区南部地域においては、近年、同地区における各種開発に伴い、工事関係者のものと思われる自動二輪車及び自転車の路上への放置が散見されるようになった。放置自転車等は、周辺の景観を損ねるだけでなく、歩行者や車両、時に緊急車両の通行の妨げとなり、重大な事故につながる恐れもある。 会場整備中の交通秩序維持のためにも、自動二輪車又は自転車で通勤する作業員の把握と、駐輪スペースを確保されたい。</p>	<p>(1) 工事用車両の走行に当たっては、交差点右左折時の徐行及び安全確認、歩道進入時の一時停止及び安全確認を行うよう運転者に対する指導を徹底させ、歩行者の交通安全に努めます。 また、工事の実施に当たっては、施工業者に対して作業員の通勤は可能な限り公共交通機関を利用するよう指導し、自動二輪車又は自転車で通勤する場合は、それらの作業員を把握するとともに、作業員用の十分な駐輪スペースの確保を徹底させます。</p>

(2) その他

項 目	1. 工事用車両の走行ルート	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 工事用車両の通行ルートとなっている江 470 号のうちオリンピックアクアティクスセンター北側の区間については、来年度から平成 31 年度にかけて無電柱化工事を施工予定である。無電柱化工事中の当該区間をオリンピックアクアティクスセンター工事用車両が通行すると沿道住民の負担が大きくなるため、オリンピックアクアティクスセンター東側道路を通行ルートとし、北側道路は通行ルートから外すよう検討されたい。</p> <p>江 490 号漣橋方向に工事用車両の通行がないよう徹底されたい。</p>	<p>(1) 工事用車両は、江 470 号から計画地内へは左折で入場し、計画地外へは左折で退場する計画としています。江 470 号のうちオリンピックアクアティクスセンター北側の区間及び江 490 号漣橋方面の通行については周辺道路の状況を分析し、必要な対策を講じます。</p>